

第54号議案関係資料

## 農林水産業関係事業の取扱いについて

平成15年10月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

## 事務事業現況調査総括表

## (44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区分	経過
1	農事事務嘱託員制度			x	x	x	x	x	x	x				B	
2	むらづくりモデル事業(県単)													B	
3	新規就農者支援対策事業			x				x	x	x				B	
4	市民農園運営補助事業			x									x	B	
5	農村広場・コミュニティ施設の管理運営													A	
6	農産加工センター・農産物販売所・研修施設の管理運営	x	x	x										A	
7	農林漁業金融事業													B	
8	農業振興基金	x	x					x	x	x				C	
9	農業用施設の財産管理													B	
10	市町単独土地改良事業													B	
11	県単独農業農村整備事業													B	
12	団体営土地改良事業(国庫)													B	
13	県営土地改良事業													B	
14	農業用施設等災害復旧事業(国庫)													B	
15	農業用施設等災害復旧事業(市町単独)													B	
16	中山間ふるさと・水と土保全基金	x												C	
17	園芸振興事業(地域特産物振興事業)													B	
18	農業まつり													B	
19	降灰地域土壌等矯正事業(国庫)							x	x	x				B	
20	降灰地域野菜安定対策事業(国庫)													B	

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区分	経過
21	降灰地域花き安定対策事業(国庫)			x				x						B	
22	降灰地域果樹安定対策事業(国庫)			x				x	x	x				B	
23	畑地かんがい施設整備事業(国庫)			x				x	x	x				B	
24	降灰地域茶安定対策事業(国庫)	x	x	x	x			x					x	B	
25	鹿児島園芸タウン条件整備事業(県単)			x										B	
26	営農指導員設置事業	x	x											C	
27	活力ある中山間地域基盤施設整備事業(県単)	x	x	x										B	
28	無人ヘリ防除オペレーター育成事業	x	x	x	x									C	
29	農業用水給水施設の管理	x	x					x	x	x				A	
30	森林資源造成事業(県単緊急間伐実施事業)(県単)			x	x	x								B	
31	森林資源造成事業(森林管理道事業)													B	
32	森林保護事業(県単補助治山事業)(県単)							x						B	
33	林道整備事業					x								B	
34	喜入の森管理業務	x	x	x					x	x				A	
35	環境保全型畜産推進事業							x					x	B	
36	高齢者等家畜導入事業							x	x					B	
37	増頭奨励事業	x		x	x	x	x	x						C	
38	郡山町畜産センター管理業務	x	x	x	x	x	x							A	
39	魚礁設置事業		-							-	-			B	
40	漁港管理事業		-							-	-			B	

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

## (44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 農事事務嘱託員制度	農林行政を円滑に推進するため、農事事務嘱託員制度を設け、各地域の代表者に農事事務を委託する。 嘱託員数：206人 (平成15年4月1日現在) 任期：2年 事務内容 ・農地及び農業用施設の整備 要望の取りまとめ及び用地確保への協力 外	該当なし。  (農業関係の地域要望は地域の代表者が随時町に要望)	該当なし。  (吉田町に同じ。)	該当なし。  (吉田町に同じ。)
2 むらづくりモデル事業 (県単)	県の活力あるむらづくり支援事業を導入し、集会施設等の整備を行う。  補助率 市費 5/10以内 または3/10以内	鹿児島市に同じ。  補助率 町費 2/10以内	鹿児島市に同じ。  補助率 町費 予算で定める額	鹿児島市に同じ。  補助率 町費 予算で定める額
3 新規就農者支援対策事業	新規就農者の技術習得のための研修。 就農支援資金(県)の償還助成。 農地購入及び住宅資金に対する利子補給及び保証料の助成。 農地のあっせん。 生活アドバイザーの設置。	該当なし。	該当なし。 鹿児島市に同じ。 町単独資金貸付(1年据置後8年償還) 新規就農者支援資金貸付基金 基金目的 新規就農者の農業経営に必要な資金を貸し付け、就農の支援を図る。 基金残高 20,039千円(13年度末) 新規就農奨励金の支給。(5年間) ハウス利用料の補助。(5年間)	該当なし。
4 市民農園運営補助事業	市民農園の設置(補助) ・管理主体 市民農園管理組合 ・市民農園管理組合運営費への助成。 該当なし。	該当なし。	該当なし。 市民農園(ふれあい農園)の設置。 ・管理主体 町 ・平成16年度まで土地所有者との賃貸借契約	該当なし。 市民農園(貸し農園)の設置。 ・管理主体 町 ・平成19年度まで土地所有者との賃貸借契約
5 農村広場・コミュニティ施設の管理運営	・農村広場 (小山田農村広場) (皆与志農村広場) 管理主体 市 (ただし、運営は地元管理。)	・コミュニティ施設 (ふれあい交流館) 管理主体 町	・農村広場 (ふれあい広場) 管理主体 町	・農村広場 (田貫川運動広場) 管理主体 地元

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。 (吉田町に同じ。)	該当なし。 (吉田町に同じ。)	鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
鹿児島市に同じ。  補助率 町費 1/10以内	鹿児島市に同じ。  補助率 町費 予算で定める額	県の補助事業(県費4/10以内)であるが、補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	桜島町においては、 を独自に行っており、鹿児島市と制度内容が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し統合する。 合併する年度は現行どおりとする。 (桜島町の 単独資金貸付(新規就農支援資金貸付基金)、 就農奨励金、 ハウス利用料補助については合併する年度の末日に廃止する。ただし、合併時までに実行又は実施された については、現行どおりとする。)
該当なし。 市民農園(貸し農園)の設置。 ・管理主体 町 ・平成19年度まで土地所有者との賃貸借契約	該当なし。	制度内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し統合する。 ただし、桜島町のふれあい農園については合併する年度まで、喜入町及び松元町の貸し農園については合併する年度から起算して3年度を経過した年度までは、現行どおりとする。
・農村広場 (直木農村広場) (入佐運動公園) 管理主体 地元	・農村広場 (餅ヶ岡公園) (常盤の里公園) (常盤親水公園) (常盤ふれあい水路) (甲突湧水公園) (油須木せせらぎ公園) 管理主体 町  ・コミュニティ施設 (常盤コミュニティー) 管理主体 町	管理主体が異なる。	現行どおりとする。

## (44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
6 農産加工センター・農産物販売所・研修施設の管理運営	該当なし。	該当なし。	該当なし。	・農産加工センター・研修施設 (構造改善センター) 管理主体 町
7 農林漁業金融事業	農業近代化資金への利子補給。(固定1%。ただし、貸付金利が、スバール資金を下回る場合は、スバール資金の貸付金利までの差を利子補給。) 漁業近代化資金への利子補給。 農業振興資金への利子補給。 市単独資金への利子補給。	鹿児島市に同じ。 該当なし。	鹿児島市に同じ。(国・県の利子補給の1/2以内 ただし、上限1%) 鹿児島市に同じ。 該当なし。	鹿児島市に同じ。(固定1%) 鹿児島市に同じ。 該当なし。
8 農業振興基金	該当なし。	該当なし。	目的 降灰禍における農家経済の向上と農業経営の安定を図り、克灰農業の振興に資するための基金。 基金高 13年度末 219,269千円 基金の使途事業 ・新規就農者支援資金貸付基金 ・桜島大根栽培奨励補助金 ・新規就農者経営安定化対策支援事業 ・就農者灌水対策ボーリング事業 ・農地流動化促進事業 ・イノシシ対策経費 ・カラス処理及び施設管理委託料 ・かごしま早生・不知火苗木導入補助金 ・畜産環境整備事業補助金	該当なし。
9 農業用施設の財産管理	農道・用排水路等の管理者として、開発行為の協議、施工承認等の事務を行う。  (農業用施設の現況) 農道 総量 625.7km 水路 総量 366.9km 橋梁 92箇所 井堰 280箇所 水門 51箇所	鹿児島市に同じ  (農業用施設の現況) 農道 総量 40.7km 水路 総量 不明 橋梁 44箇所 井堰 53箇所	鹿児島市に同じ  (農業用施設の現況) 農道 総量 22.4km 水路 総量 不明	鹿児島市に同じ  (農業用施設の現況) 農道 総量 17.0km 水路 総量 45.0km 橋梁 28箇所 井堰 92箇所 水門 3箇所 水槽 4箇所

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産加工センター・研修施設 (農村婦人の家) (農畜産物処理加工センター) 管理主体 町</li> <li>・農産物販売所 (まつもとフレッシュ館「お茶畑」) 管理主体 町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産加工センター・研修施設 (中央構造改善センター) (西有里研修館) (東部研修館) 管理主体 町</li> </ul>	喜入町、松元町、郡山町のみ。	現行どおりとする。
鹿児島市に同じ。(固定1%) 該当なし。 鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。(1.5%以内) 該当なし。 鹿児島市に同じ。	利子補給率が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併時までに実行された利子補給については、現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	桜島町の基金は合併時までに廃止し、鹿児島市の一般会計の歳入に繰入れる。 (基金の事業については、関連の事務事業の中で調整するものとする。)
鹿児島市に同じ  (農業用施設の現況) 農道 総量 106.0km 水路 総量 不明 橋梁 8箇所 井堰 32箇所	鹿児島市に同じ  (農業用施設の現況) 農道 総量 137.8km 水路 総量 不明 橋梁 26箇所 井堰 36箇所	農道・水路の認定基準が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

## (44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
10 市町単独土地改良事業	<p>国・県の補助対象とならない農道・水路等の管理・整備を市町単独事業で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元施工に対する補助事業制度は無し</li> <li>・受益者負担は無し</li> <li>・用地は無償提供</li> <li>・立木等補償は有り</li> <li>・原材料等の支給は有り</li> </ul> <p>平成15年度予算  工事請負費 446,726千円  施設修繕料 42,275千円  原材料費 5,400千円</p>	<p>鹿児島市に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担は概ね10% (事業内容により異なる。)</li> </ul> <p>平成15年度予算  工事請負費 2,500千円  賃金 690千円  使用料及び賃借料 1,540千円  原材料費 1,663千円</p>	<p>施設の維持補修を材料支給、賃金で実施しているのみ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担は無し</li> </ul> <p>平成15年度予算  農道等維持補修賃金 390千円  重機借上料 500千円  農道等補修材料 300千円</p>	<p>鹿児島市に同じ (補助事業制度も有り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の場合は、事業費の20%ただし、1世帯当たりの負担金の上限は5万円</li> <li>・用地は有償</li> </ul> <p>平成15年度予算  工事請負費 10,338千円  補助事業費 3,800千円  補助率「事業費の80%」</p>
11 県単独農業農村整備事業	<p>国庫補助事業の対象とならない農道等の整備を県の補助事業で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担は区画整理、畑地かんがいのみ10% その他は無し</li> <li>・用地は無償提供</li> <li>・立木等補償は有り</li> </ul> <p>平成15年度予算  6地区 131,000千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担は概ね10% (事業内容により異なる。) 受益者が融資を受けた場合には、金融機関に対する損失補償制度がある。</li> <li>・用地は有償とする。</li> </ul> <p>平成15年度予算  1地区 17,956千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担は無し</li> <li>・用地、立木は有償とする。</li> <li>・町が事業を実施しているが、地元負担分(55%)は、受益者代表が農林漁業金融公庫から融資を受け、町は、受益者代表の償還金(16年償還)に対して、債務負担行為を設定し、毎年度全額補助している。</li> </ul> <p>平成15年度予算 該当なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担は舗装費を除く事業費の10% ただし、1世帯当りの負担金の上限は5万円</li> <li>・用地は有償とする。</li> </ul> <p>平成15年度予算  5地区 36,889千円</p>

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>鹿児島市に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担は無し</li> <li>・基本的には現施設内での整備を原則とするが、どうしても用地等の取得が必要な場合は用地買収及び補償については有償とする。</li> </ul> <p>平成15年度予算            工事請負費 20,000千円            機械借上料 1,050千円            原材料費 3,150千円</p>	<p>・鹿児島市に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元施工に対する補助事業制度として、町単独農林土木補助事業がある。</li> <li>受益者負担30%(暗渠排水は70%)</li> <li>用地は無償提供</li> <li>立木等補償は無し</li> </ul> <p>平成15年度予算            町単独農林土木補助事業 9,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記事業の他、農業用施設の維持管理、補修を以下の予算で行っている。</li> <li>委託料 1,147千円</li> <li>重機借上料 700千円</li> <li>原材料費 500千円</li> </ul>	<p>制度内容(受益者負担・用地・立木等補償)が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。合併する年度は現行どおりとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担は16%</li> </ul> <p>平成15年度予算 該当なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担は15%</li> <li>・原則用地は取得しない。ただし、最近の例として町道及び町道に準ずる道路については、用地を取得(用地買収と立木補償)を行っている場合もある。</li> </ul> <p>平成15年度予算 該当なし</p>	<p>制度内容(受益者負担・用地の確保)が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。ただし、合併時までに設定された吉田町及び桜島町の債務負担行為については鹿児島市に引き継ぐものとする。合併する年度は現行どおりとする。</p>



# 行政制度等の調整方針(案)

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
12 団体営土地改良事業 (国庫)	<p>(1)基盤整備促進事業 ・農道等の整備や水田の区画整理等を行う。 ・受益者負担は区画整理のみ10% その他は無し</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>(2)農村振興総合整備事業 ・東桜島を除く、市内全域を対象として4地区に分割し、事業導入に向けて、基本計画・実施計画の作成を行う。(1地区、4億円程度で実施予定) ・内、西部 地区(犬迫・小山田・皆与志町)については、早ければ平成17年度事業採択の予定。 ・受益者負担は区画整理のみ10% その他は無し</p> <p>平成15年度予算 20,800千円 推進事業として市単で計上</p> <p>(3)シラス対策事業 川上町花棚地区(9-16年度) 平成15年度予算 40,400千円</p>	<p>・受益者負担は農道整備のみ5% その他は概ね10%(事業内容により異なる)</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p>	<p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p>	<p>・受益者負担は区画整理のみ7%程度</p> <p>平成15年度予算 10,104千円</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p>
13 県営土地改良事業	<p>中山間地域総合整備事業</p> <p>・東桜島地域を対象として、県営中山間地域総合整備事業の導入に向けて基本計画を作成する。 ・事業費は、10億円程度見込んでおり早ければ平成18年度事業採択の予定 ・受益者負担は区画整理のみ10% その他は無し</p> <p>平成15年度予算 5,000千円 推進事業として市単で計上</p>	<p>・受益者負担は概ね10% (事業内容により異なる。)</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p>	<p>平成15年度予算 該当なし</p>	<p>・受益者負担は区画整理のみ約10%</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>その他の事業</p> <p>○広域営農団地農道整備事業 地元負担、約11%全額町負担 15年度予算 99,887千円</p> <p>○農免農道整備事業 地元負担、約10%全額町負担 15年度予算 12,900千円</p>

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>・ 受益者負担は受益が確定できる対象物の16%</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>平成15年度予算 事業費 202,000千円 農道 2路線 L=615m 集落道 3路線 L=790m 集落緑化施設 1箇所 A=3,000m<sup>2</sup></p> <p>平成15年度予算 該当なし</p>	<p>・ 受益者負担は基盤整備のみ15%</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p>	<p>(1) 受益者負担が異なる。</p> <p>(2) 事業量が大のため事業年次等の調整が必要。受益者負担が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。ただし、現在、施行中である喜入町の基盤整備促進事業(浜田地区)については、現行どおりとする。合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>中山間地域総合整備事業(生産基盤型)福山地区(H14~H17) H15年度(水田基盤整備) 8ha 105,000千円(負担金8,250千円)</p> <p>農村振興基本計画策定(県費100%) 松元町全域を対象に県営中山間地域総合整備事業(一般型)松元地区の導入に向けて農村振興計画を策定、事業費は15億円程度を見込んでおり平成18年度事業採択の予定。 ・ 受益者負担は生産基盤型のみ町負担分の50%(事業費の7.5%)</p> <p>その他の事業 ○担い手育成畑地帯総合整備事業 畑1反あたりの受益者負担あり 15年度予算 30,933千円 緊急畑地帯担い手育成農地集積支援事業基金 85,410千円(13年度末)</p>	<p>・ 受益者負担は基盤整備のみ約15%</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>その他の事業 ○シラス対策事業 大浦地区 地元負担、5%全額町負担 15年度予算 4,200千円 ○農免農道整備事業 郡山2期、3期 地元負担、約10%全額町負担 15年度予算 26,898千円</p>	<p>受益者負担が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。ただし、現在、施行中である松元町の中山間地域総合整備事業(福山地区、松元地区)及び担い手育成畑地帯総合整備事業については、現行どおりとする。合併する年度は現行どおりとする。 (松元町の緊急畑地帯担い手育成農地集積支援事業基金は合併時までに廃止し、鹿児島市の一般会計の歳入に繰入れる。)</p>

## (44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
14 農業用施設等災害復旧事業(国庫)	<p>農地災害復旧工事(農地の桜島降灰除去)</p> <p>・受益者負担は無し</p> <p>平成15年度予算 28,000千円 近年は降灰量が少ない為、実績無し</p>	<p>・受益者負担は農地災害のみ5%</p> <p>平成15年度予算 該当なし ただし、災害発生後補正にて対応。</p>	<p>・受益者負担は農地災害のみ15%</p> <p>平成15年度予算 該当なし ただし、農地及び農道降灰除去・農業用施設災害が発生した時は補正で対応。</p>	<p>・受益者負担は農地災害のみ全額 施設災害は無し</p> <p>平成15年度予算 該当なし ただし、国庫補助は該当する農地災害復旧工事及び農業施設災害復旧工事については発生状況に応じて補正で対応。</p>
15 農業用施設等災害復旧事業(市町単独)	<p>補助対象外の桜島降灰除去及び農業用施設等の災害応急工事</p> <p>・受益者負担は無し</p> <p>平成15年度予算 ・農道降灰除去 15,000千円 ・農業用施設等災害復旧工事 30,000千円</p>	<p>補助対象外の農地及び農業用施設等の災害応急工事</p> <p>・受益者負担は農地災害のみ5%</p> <p>平成15年度予算 ・工事請負費 1,000千円 ・緊急の場合の対応として 賃金 1,227千円 使用料及び賃借料2,375千円 原材料費 334千円</p>	<p>農業用施設等の災害復旧を材料支給、賃金で対応する。</p> <p>・受益者負担は農地災害のみ15%</p> <p>平成15年度予算 人夫賃金 468千円 重機借上 500千円 災害復旧用材料400千円 農道降灰除去 800千円程度 (町道等の降灰除去に含めて計上)</p>	<p>農地及び農道、農業用施設災害復旧工事</p> <p>・受益者負担は農地災害の区画整理地区のみ50% 施設災害は無し</p> <p>平成15年度予算 3,068千円</p>
16 中山間ふるさと・水と土保全基金	<p>該当なし。</p>	<p>(1)名称 吉田町中山間ふるさと・水と土保全基金 (2)目的 中山間地域の土地改良施設の機能を適正に発揮させるための集落共同活動の強化に対する支援事業を行うための基金 (3)基金高等 ・13年度末 6,000千円 (4)基金の活用方法 運用益は基金に積み立て (5)基金の使途事業 特になし</p>	<p>(1)名称 桜島町中山間ふるさと・水と土保全基金 (2)目的 吉田町に同じ (3)基金高等 ・13年度末 10,407千円 (4)基金の活用方法 運用益は基金に積み立て (5)基金の使途事業 特になし</p>	<p>(1)名称 喜入町中山間ふるさと・水と土保全基金 (2)目的 吉田町に同じ (3)基金高等 ・13年度末 88,461千円 (4)基金の活用方法 運用益は基金に積み立て (5)基金の使途事業 特になし</p>

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>・受益者負担は農地災害のみ全額施設災害は無し</p> <p>平成15年度予算 該当なし ただし、国庫補助は該当する農地災害復旧工事及び農業施設災害復旧工事については発生状況に応じて補正で対応。</p>	<p>・受益者負担は農地災害のみ20%相当額、施設は無し。</p> <p>平成15年度予算 15,750千円 (災害報告件数に応じて補正予算を計上する。)</p>	<p>受益者負担が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>補助対象外の農業用施設等の災害復旧工事等。</p> <p>・受益者負担は無し。ただし農地災害は対象外</p> <p>平成15年度予算 建設機械等借上料 200千円 原材料 30千円 例年補助対象外の災害について発生状況に応じて補正で対応。</p>	<p>補助対象外の農業用施設等の災害復旧工事等。</p> <p>平成15年度予算 重機借上料 2,700千円 原材料費 135千円 委託料 2,053千円</p>	<p>受益者負担が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>(1)名称 松元町中山間ふるさと・水と土保全基金 (2)目的 吉田町に同じ (3)基金高等 ・13年度末 10,000千円 (4)基金の活用方法 運用益のみ充当 (5)基金の使途事業 研修費等</p>	<p>(1)名称 郡山町中山間ふるさと・水と土保全基金 (2)目的 吉田町に同じ (3)基金高等 ・13年度末 10,000千円 (4)基金の活用方法 運用益のみ充当 (5)基金の使途事業 水路維持管理(清掃、草刈)</p>	<p>吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町のみ。</p>	<p>5町の基金は合併時までには廃止し、鹿児島市の一般会計の歳入に繰入れる。</p>

## (44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
17 園芸振興事業(地域特産物振興事業)	白ねぎ優良種苗導入 補助率 1/3 かごしま早生苗木導入 補助率 1/3	特産作物振興種苗 定額補助(50千円) レイシ優良種子確保資材(防虫資材) 原材料支給  レイシパイプ棚の設置 補助率 1/2	かごしま早生苗木導入 補助率 1/3 不知火苗木導入 補助率 1/3  桜島大根栽培奨励 定額補助(2,800千円)	夏菊新品種導入事業 定額補助(100千円)   小型トンネルハウス 補助率 3/10
18 農業まつり	園芸共進会・農業まつり 市主催 畜産フェスタ 市主催	ふるさとまつり 定額補助(3,500千円) 農産物共進会 町主催	ふるさと秋祭り 定額補助(2,000千円) 農林水産まつり 町主催 世界一桜島大根コンテスト大会 (プリ・大根まつり)(313千円) 世界一たくさん実をつける桜島小みかんの木収穫祭(古木の実の買上) (892千円) 火の島まつり 定額補助(300千円) 桜島牛の丸焼き	喜入わいわいまつり・園芸品評会 定額補助(1,000千円)
19 降灰地域土壌等矯正事業(国庫)	土壌酸度等矯正(石灰質資材、有機質資材投入)  補助率 国 50/100 県 25/100 市 25/100 (15年度予定なし)	鹿児島市に同じ。  補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100 (15年度予定なし)	鹿児島市に同じ。  補助率 国 50/100 県 25/100	該当なし。
20 降灰地域野菜安定対策事業(国庫)	被覆施設等の整備  補助率 国 50/100 県 25/100 市 15/100	鹿児島市に同じ。  補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100 (15年度予定なし)	鹿児島市に同じ。  補助率 国 50/100 県 25/100 町 15/100	鹿児島市に同じ。  補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100 (15年度予定なし)
21 降灰地域花き安定対策事業(国庫)	被覆施設等の整備  補助率 国 50/100 県 25/100 市 15/100 (15年度予定なし)	該当なし。	鹿児島市に同じ。  補助率 国 50/100 県 25/100 町 15/100 (15年度予定なし)	該当なし。

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
完熟トマト栽培推進(実証圃) 定額補助(50千円)	レイシ拡大対策 ・補助率 1/3 レイシ苗補助金 レイシ高齢者等集出荷事業補助金 レイシ販売促進、市場、産地研修 活動事業補助金 レイシ栽培資材補助金 ・補助率 1/2 レイシ優良種子確保対策事業補助金 ・定額(35千円) レイシ地力対策事業補助金	制度内容が異なる。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (各町の事業については、地域性を考慮して調整を図るものとし、吉田町の特産作物振興種苗、松元町の完熟トマト栽培推進(実証圃)、郡山町のレイシ地力対策事業及びレイシ高齢者等出荷事業の補助金は廃止する。)
県農林水産まつり 定額補助(150千円) フェスタ松元・園芸品評会 定額補助(4,550千円)	郡山町ふるさとまつり 補助率 10/10	制度内容が異なる。	鹿児島市の事業については、現行どおり実施する。 5町で実施している事業については、地域性を考慮して調整するものとする。また、松元町の県農林水産まつり参加経費への補助金は廃止する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町、桜島町のみ事業対象地域である。 補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
鹿児島市に同じ。  補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100	鹿児島市に同じ。  補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100 (15年度予定なし)	補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
鹿児島市に同じ。  補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100 (15年度予定なし)	鹿児島市に同じ。  補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100 (15年度予定なし)	鹿児島市、桜島町、松元町、郡山町のみ事業対象地域である。 補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)

## (44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
22 降灰地域果樹安定対策事業(国庫)	被覆施設等の整備 補助率 国 50/100 県 25/100 市 15/100 (15年度予定なし)	該当なし。	鹿児島市に同じ。 補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100	該当なし。
23 畑地かんがい施設整備事業(国庫)	畑地かんがい施設の整備 補助率 国 50/100 県 25/100 市 15/100 (15年度予定なし)	該当なし。	鹿児島市に同じ。 補助率 国 50/100 県 25/100 町 19/100 (15年度予定なし)	該当なし。
24 降灰地域茶安定対策事業(国庫)	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
25 鹿児島園芸タウン条件整備事業(県単)	栽培施設・省力化施設・機械・生産安定施設等の整備 補助率 2/3(県1/3、市1/3) (15年度予定なし)	実績なし。	鹿児島市に同じ。 補助率 1/2(県1/3、町1/6) (15年度予定なし)	鹿児島市に同じ。 補助率 2/3(県1/3、町1/3) (15年度予定なし)
26 営農指導員設置事業	該当なし。	該当なし。	農家に専門技術指導を行い、農作物等の生産性向上を図るなど、園芸振興対策のため、営農指導員を設置する。 営農指導員(1名)	桜島町に同じ。 営農指導員(1名) (農業振興対策協議会負担金として嘱託員1名雇用)

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、桜島町のみ事業対象地域である。 補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、桜島町のみ事業対象地域である。 補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
茶洗浄施設の整備 補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100 (15年度予定なし)	該当なし。	松元町のみ事業対象地域である。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
鹿児島市に同じ。 補助率 1/2(県2/6、町1/6)	鹿児島市に同じ。 補助率 19/30(県1/3、町3/10) (15年度予定なし)	補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
桜島町に同じ。 営農指導員(1名)	桜島町に同じ。 営農指導員(1名)	桜島町、喜入町、松元町、郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。 (営農指導については、現行の住民サービスの水準を低下させないことを基本に調整するものとする。)



## (44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
27 活力ある中山間地域基盤施設整備事業(県単)	該当なし。	該当なし。	該当なし。	農業生産基盤や農業関連施設の整備 補助率19/30(県1/3、町3/10) (15年度予定なし)
28 無人ヘリ防除オペレーター育成事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
29 農業用水給水施設の管理	該当なし。	該当なし。	町内5ヵ所の農業用水給水施設の管理	該当なし。
30 森林資源造成事業 (県単緊急間伐実施事業)(県単)	間伐材で山づくり事業 間伐材を等高線上に並べ、森林土壌等が 下流に流れないように木筋工を設置する。 補助率：県3/10 市3/10 地域ぐるみ高齢級間伐事業 高齢級間伐の実施経費に対し助成。 補助率：県3/10 市2/10	実績なし。	実績なし。	実績なし。

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
喜入町に同じ。 補助率13/30(県1/3、町1/10) (15年度予定なし)	喜入町に同じ。 負担区分10/10(県4/10、町6/10) (直営)	喜入町、松元町、郡山町のみ。 実施方法及び補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助事業として実施することを基本に調整するものとする。)
水田の病害虫防除を推進するための無人ヘリ防除オペレーターの育成。 オペレーター育成2名 補助率1/2 練習用ヘリ導入1台 補助率1/3	松元町に同じ。 練習用ヘリ導入(1台約400千円×2台) 定額(200千円×2台)	松元町、郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	現行どおりとする。
間伐材で山づくり事業 実績なし。  地域ぐるみ高齢級間伐事業 鹿児島市に同じ。 補助率：県3/10 町3/10	間伐材で山づくり事業 鹿児島市に同じ。 補助率：県3/10 町2/10  地域ぐるみ高齢級間伐事業 鹿児島市に同じ。	補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## (44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
31 森林資源造成事業 (森林管理道事業)	<p>作業路開設(県単) 除間伐に必要な作業路を開設する。 補助率：県3/10 市6/10 -2【吉田町・郡山町の作業路開設に対する、企画部の鹿児島市水源かん養林造成促進対策事業補助金制度あり(補助率：市6.8/10)】 集材路開設(県単) 実績なし。</p> <p>作業路補修 開設した作業路を補修する。 補助率：市9/10 -2【吉田町・郡山町の作業路補修に対する、企画部の鹿児島市水源かん養林造成促進対策事業補助金制度あり(補助率：市6.8/10)】</p>	<p>作業路開設(県単) 実績なし。</p> <p>-2【鹿児島市水源かん養林造成促進対策事業制度で対応(補助率：市6.8/10)】</p> <p>集材路開設(県単) 実績なし。</p> <p>作業路補修 作業路の維持補修に対する原材料等支給。 原材料：10/10 -2【鹿児島市水源かん養林造成促進対策事業制度あり 実績なし。】</p>	<p>作業路開設(県単) 実績なし。</p> <p>集材路開設(県単) 実績なし。</p> <p>作業路補修 該当なし。</p>	<p>作業路開設(県単) 鹿児島市に同じ。 補助率：県3/10 町5/10</p> <p>集材路開設(県単) 除間伐に必要な集材路を開設する。 補助率：県3/10 町2/10 作業路補修 鹿児島市に同じ。 補助率：町8/10</p>
32 森林保護事業 (県単補助治山事業) (県単)	<p>自然災害により崩壊した林地を復旧するもので、国庫補助の対象とならない小規模な箇所の治山事業を実施する。 負担割合：県7/10 市3/10</p>	<p>鹿児島市に同じ。</p> <p>負担割合：県 7/10 町 2/10 受益者1/10</p>	<p>実績なし。</p>	<p>鹿児島市に同じ。</p>
33 林道整備事業	<p>林道の現況 7路線、延長15.2km 維持補修</p>	<p>林道の現況 2路線、延長6.0km 維持補修</p>	<p>該当なし。</p>	<p>林道の現況 21路線、延長25.1km 維持補修</p>
34 喜入の森管理業務	<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>町有林に整備されたキャンプ施設や林内遊歩道・運動広場等の施設管理を森林組合へ委託 負担割合：町10/10</p>

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>作業路開設(県単) 実績なし。</p> <p>集材路開設(県単) 喜入町に同じ。 補助率: 県3/10 町3/10 作業路補修 該当なし。</p>	<p>作業路開設(県単) 実績なし。 -2【鹿児島市水源かん養林造成促進 対策事業制度で対応 (補助率: 市6.8/10 町0.2/10)】</p> <p>集材路開設(県単) 実績なし。 作業路補修 該当なし。 -2【鹿児島市水源かん養林造成促進 対策事業制度で対応 (補助率: 市6.8/10 町0.2/10)】</p>	補助率等が異なる。	<p>合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (作業路開設(県単)及び作業路補修は鹿児島市の制度を適用し、集材路開設(県単)は松元町の制度を適用することを基本に調整するものとする。また、鹿児島市水源かん養林造成促進対策事業制度は当該事業で代替する。)</p>
<p>鹿児島市に同じ。 負担割合: 県 7/10 町 1.5/10 受益者1.5/10</p>	<p>鹿児島市に同じ。 負担割合: 県 7/10 町 2/10 受益者1/10</p>	負担割合が異なる。	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>林道の現況 7路線、延長10.8km 維持補修</p>	<p>林道の現況 6路線、延長13.5km 維持補修</p>	林道延長に対して維持補修事業費が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し統合する。
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	現行どおりとする。

## (44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
35 環境保全型畜産推進事業	畜産に起因する環境問題に対処し、都市近郊における畜産経営の安定を図るため、家畜のふん尿処理施設の設置等に対する助成。  ・補助率 2 / 3	鹿児島市に同じ。  ・補助率 1 / 3	鹿児島市に同じ。  ・補助率 1 / 2 (畜産環境整備リース事業における農家負担分)	該当なし。
36 高齢者等家畜導入事業	高齢者等肉用牛導入事業(国庫)  市内に居住する満60歳以上の農家に5年間無利子で生産牛の貸付を行う。(基金による事業)  ・基金名 鹿児島市高齢者等肉用牛導入基金 ・基金総額 33,837千円(13年度末)	鹿児島市に同じ。  ・基金名 吉田町特別導入事業基金 ・基金総額 10,872千円(13年度末)	該当なし。	該当なし。
	家畜貸付事業 該当なし。	吉田町有牛導入事業 町民(年齢制限なし)に肉用牛雌牛を5年間貸付(限度額:400千円)、5年後に導入価格で譲渡。  13年度末貸付頭数:20頭  ・基金名 吉田町有牛導入事業基金 ・基金総額 8,822千円(13年度末)	該当なし。	該当なし。
37 増頭奨励事業	該当なし。	年度期首頭数を基準に、期末頭数の増頭に対し助成。  ・定額補助 1頭あたり10千円	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>鹿児島市に同じ。</p> <p>・補助率 1 / 2 (堆肥舎)</p> <p>防水シート購入 定額補助 15千円 土着菌推進 100千円</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市、吉田町、桜島町、松元町のみ。 補助率が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し統合する。 ただし、合併時まで実施された桜島町畜産環境整備リース事業については、現行どおりとする。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>鹿児島市に同じ。</p> <p>・基金名 松元町肉用牛特別導入基金 ・基金総額 8,049千円(13年度末)</p>	<p>鹿児島市に同じ。</p> <p>基金名 肉用牛特別導入事業基金 基金総額 5,695千円(13年度末)</p>	<p>鹿児島市、吉田町、松元町、郡山町のみ。</p>	<p>合併時に新たな制度を制定し、再編する。 (家畜貸付については、現行の住民サービスを低下させないことを基本に調整するものとする。)</p>
<p>松元町肉用銘柄牛素牛導入事業 限度額 400千円(2年間貸付) 13年度末貸付頭数:41頭</p> <p>・基金名 松元町銘柄牛素牛導入事業基金 ・基金総額 15,000千円(13年度末)</p> <p>松元町肉用繁殖雌牛及び肉用繁殖雌豚導入事業 生産牛 400千円 (5年間貸付) 繁殖豚 60千円 (4年間貸付) 13年度末貸付頭数:豚24頭・牛10頭</p> <p>・基金名 松元町肉用繁殖雌牛及び肉用繁殖雌豚導入基金 ・基金総額 10,000千円(13年度末)</p>	<p>肉用牛特別導入事業(町単) 肉用牛(繁殖雌牛)導入5年間貸付 (限度額:40万円) 13年度末貸付頭数:70頭</p> <p>・基金名 肉用牛特別導入事業基金(町単) ・基金総額 26,175千円(13年度末)</p>		
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>吉田町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

## 行政制度等の調整方針(案)

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
38 郡山町畜産センター管理業務	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
39 魚礁設置事業	国庫・県単による事業 国庫（国3/6、県2/6、市1/6） 県単（県1/2、市1/2）  市単事業による実施 平成15年度県単及び市単のみ	-	国庫・県単による事業のみ 国庫（国3/6、県2/6、町1/6） 県単（県1/2、町1/2）  （15年度予定なし）	国庫・県単による事業のみ 国庫（国3/6、県2/6、町1/6） 県単（県1/2、町1/2）  （15年度予定なし）
40 漁港管理事業	谷山漁港 （2種漁港、漁協が管理）	-	赤水漁港 （1種漁港、町が管理）	前之浜及び生見漁港 （1種漁港、町が管理）

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	設置年度 昭和45年度 敷地面積 7,954㎡ 建物延べ床面積 519.57㎡ 構造 鉄骨平屋4棟 設置場所 郡山町郡山1599番地 使用法 畜産品評会2回/年 登録検査4回/年	郡山町のみ畜産センターがある。	現行どおりとする。
-	-	単独事業は鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
-	-	新たに桜島町、喜入町の漁港管理が必要。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。